温暖化防止条例の届出事業者の評価制度について

資料１

１．背景と趣旨

○ 府では、標記条例に基づき、条例第９条に定める特定事業者（※）（以下「事業者」という。）に、事業活動に係る温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制や温室効果ガスの排出の抑制に関する目標等を記載した３年間を計画期間とする対策計画書を届出するとともに、計画期間中の実績を報告することを義務付けてきた。

○ 計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減は図られているものの、更なる温室効果ガス削減のためには、事業者の省エネ・省CO2の取組を促進し、より一層の削減を行う必要がある。

○ 以上により、効果的な省エネ・省CO2対策（重点対策等）を示し、その実施率と削減状況について事業者の取組みを総合的に評価する制度を新たに導入するため、標記条例を今年の３月に改正した。

※特定事業者とは

•府内に設置している事業所全体におけるエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500 キロリｯトル/年以上の事業者

•連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容がエネルギーの使用の合理化に関する法律＜省エネ法＞施行規則に定める条件に該当する事業者）とその加盟店が府内に設置している事業所全体におけるエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500 キロリｯトル/年以上の事業者

•府域に使用の本拠を有する自動車(軽自動車や二輪自動車を除く)を100 台以上使用する事業者（タクシー事業者は250台以上）

２．評価制度の概要

○ 特定事業者から提出された対策計画書及び実績報告書を府が温暖化対策指針に基づき評価し、通知するとともに、評価結果が優良である者については公表する。

(施行日は、平成28年４月１日）

|  |
| --- |
| ※指導・助言等は従前どおり実施 |
| 図１　評価制度の導入イメージ |

３．評価方法（案）

（１）評価基準（案）

　評価は次の①～③の順に行う。

1. 表１に定める温暖化対策（重点対策）の実施率でA～Cの評価を行う。実施率が100％であればA以上の評価とし、75％以上100％未満はB評価、75％未満はC評価とする。
2. A以上の評価については温室効果ガス削減率で評価し、温暖化指針で定めている年平均１％以上の削減率を達成した事業者についてはA+以上の評価とする。
3. さらにA+以上の評価については、平準化補正後の温室効果ガス削減率を考慮して、以下の評価とする。

(ア) ①の実施率120％以上、②の温室効果ガス削減率年年平均２％以上、平準化後の温室効果ガス削減率年平均１％以上を全て満たす場合、AAAの評価

(イ) ①の実施率110％以上、②の温室効果ガス削減率年平均１％以上、平準化後の温室効果ガス削減率年平均１％以上を全て満たす場合、AAの評価

(ウ) 上記以外はA+の評価

|  |
| --- |
|  |
| 図２　評価基準の体系 |

（２）重点対策（案）の設定

　下記の２区分ごとに重点対策を指定する。

1. 基本対策（29項目）：対策計画書や実施報告書の適切な記載、運用改善対策。
2. その他対策（11項目）：上記以外の府が推進する温室効果ガス排出抑制、ヒートアイランド対策に資する対策。

表１ 重点対策（案）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 区分 | 評価項目 | No | 区分 | 評価項目 |
| 1 | 基本 | 大阪府温暖化防止条例の届出における対応 | 21 | 基本 | 地下駐車場の換気管理 |
| 2 | 基本 | 機器管理台帳の整備 | 22 | 基本 | 給湯設備の適正管理 |
| 3 | 基本 | エネルギー使用量の把握・管理 | 23 | 基本 | コージェネレーション設備の効率管理 |
| 4 | 基本 | 推進体制の整備 | 24 | 基本 | コンプレッサの吐出圧の適正化 |
| 5 | 基本 | ピークカット対策等の実施 | 25 | 基本 | コンプレッサの吸気温度管理 |
| 6 | 基本 | オーナー・テナント対策の実施 | 26 | 基本 | コンプレッサの空気配管図の整備 |
| 7 | 基本 | ボイラー空気比の適正管理 | 27 | 基本 | エコドライブの励行 |
| 8 | 基本 | ボイラーの効率管理 | 28 | 基本 | 自動車の適正な維持管理 |
| 9 | 基本 | ボイラー圧力・温度の管理 | 29 | 基本 | 自動車の燃料使用量等の把握 |
| 10 | 基本 | 蒸気配管のバルブ等の保温 | 30 | その他 | 高効率な蛍光灯の導入 |
| 11 | 基本 | 熱源設備の空気比の適正管理 | 31 | その他 | 高効率な高輝度放電ランプの導入  の高効率化 |
| 12 | 基本 | 熱源設備の効率管理 | 32 | その他 | 高効率機器の導入 |
| 13 | 基本 | 熱源設備の冷水出口温度管理 | 33 | その他 | エネルギー管理システムの導入 |
| 14 | 基本 | 空調機の室内温度の適正管理 | 34 | その他 | 太陽光発電の導入 |
| 15 | 基本 | 空調機の外気導入量の適正管理 | 35 | その他 | エコカーの導入 |
| 16 | 基本 | 空調機のフィルターの定期清掃 | 36 | その他 | カーボン・オフセットの実施 |
| 17 | 基本 | 空調機の温度検出器の適正配置 | 37 | その他 | 省エネ診断の受診等 |
| 18 | 基本 | 照明設備の運用管理 | 38 | その他 | 環境配慮製品の開発・製造 |
| 19 | 基本 | ポンプ流量管理の評価 | 39 | その他 | ヒートアイランド対策の実施 |
| 20 | 基本 | ファン，ブロア風量管理の評価 | 40 | その他 | 計画期間外の温室効果ガスの大幅な削減 |

【対策の実施率の算定・確認手順】

○ 府が提供する対策ハンドブックを基に事業者が対策を実施する。

○ 対策の実施状況を事業者が様式に記載することで、自動的に実施率を算出。

○ 証拠資料については事業者が保管し、必要に応じて立入時等に府が確認する。

４．公表の考え方

　　○ 評価がA+以上の事業者について、温室効果ガスの削減に向けた取組みが適切に実施され、かつ、温暖化指針で定める以上の削減率を達成していることから、公表の対象とする。

　○ また、実績が特に優れている事業者については表彰の対象とする。

５．計画期間の評価

○ 平成28年４月の条例施行後、最初に提出する対策計画書から評価対象となる。

○ 「対策計画書」と計画期間最終年度の翌年度に提出される「実績報告書」について、評価を行うものとする。

○ その他の事業者は３年間の計画期間が終了するまでは正式の評価対象とならないが、平成28年度から新様式を配布して試行的に評価を実施する予定。

|  |
| --- |
|  |
| 図３　対策計画書及び実績報告書の手続きの流れ |

６．平成27～28年度のスケジュール

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 平成27年度 | | | | | | | | | 平成28年度 | | |
| ７ | ８ | ９ | 10 | 11 | 12 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ |
| ■温暖化対策部会 |  | |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ■指針・届出の手引・規則改正 |  |  | | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ■事業者説明会（900事業者） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ■届出データベースの作成  （業務委託） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ■指針・届出の手引・規則改正 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ■様式作成、届出発送準備 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ■届出受付 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |